

特別集団扱特約 目次

(2022年4月改定)

| | | | |
|-----|---------------|------|----------------------------|
| 第1条 | 特約が適用される範囲 | 第9条 | 特約が効力を失った保険契約の取扱 |
| 第2条 | 契約日の特例 | 第10条 | 協議内容の決定および変更 |
| 第3条 | 一括保険証券等 | 第11条 | 主約款の準用 |
| 第4条 | 保険料率 | 第12条 | 5年ごと利差配当付医療保険等に付加する場合の特則 |
| 第5条 | 保険料の払込 | 第13条 | 無配当定期保険等に付加する場合の特則 |
| 第6条 | 更新の取扱 | 第14条 | 5年ごと配当付介護保障定期保険等に付加する場合の特則 |
| 第7条 | 社員配当金の割当および支払 | | |
| 第8条 | 特約の失効 | | |

特別集団扱特約

(特約が適用される範囲)

第1条 この特約は、会社と特別集団取扱契約を締結した預金利息を保険料に充当することをあらかじめ約束された預金の預金者集団または集団の主たる目的が物品等の購入に際し、信用供与を受けるものである集団（以下「集団」といいます。）において、その集団の所属員、集団所属員の役員もしくは使用人（以下「所属員等」といいます。）または所属員等の家族（会社の定める範囲内の者に限ります。）を被保険者とする保険契約で、次のいずれかの条件を備える場合に限り適用します。

(1) 集団の所属員を保険契約者（以下「契約者」といいます。）とし、かつ、その契約者の数が10名以上であること。

ただし、その集団において、当該保険契約の保険料の一括払込が可能である保険契約に限るものとします。

(2) 集団またはその代表者を契約者とし、かつ、被保険者の数が10名以上であること。

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。また、保険契約に責任開始期に関する特約が付加されている場合は、その特約条項とします。以下本条において同じ。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間、その他の期間の計算および年齢の計算は、この日を基準とします。

2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、契約年齢、保険期間、保険料払込期間、その他その保険契約における期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

3 第1項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款にもとづいて契約日を定めることができます。

(一括保険証券等)

第3条 会社は、集団またはその代表者を契約者とする保険契約については、集団またはその代表者に一括保険証券および被保険者名簿を交付して、個々の保険証券は発行しません。

ただし、契約者の請求があれば個々の被保険者に対する被保険者証を発行します。

(保険料率)

第4条 この特約を付加した保険契約に対しては、会社の定める保険料率を適用します。

(保険料の払込)

第5条 この特約を付加した保険契約の保険料払込方法は、集団を通じて同一であることを要します。

2 第2回以後の保険料（更新保険料を含みます。）は、集団で一括して払い込んでください。保険料の払込は、集団から会社に払い込まれた時をもって、その払込があったものとします。

3 集団から払い込まれた保険料については、会社は、保険料総額に対する領収証を集団またはその代表者に交付し、個々の保険契約に対する領収証は発行しません。

(更新の取扱)

第6条 この特約を付加した保険契約は、保険期間満了日の2週間前までに、契約者から反対の申出がないかぎり、会社の定めるところにより更新されます。

(社員配当金の割当および支払)

第7条 この特約を付加した保険契約については、主約款の社員配当金の割当に関する規定にかかわらず、毎事業年度末にその時の有効な保険契約に対して、会社の定める方法で計算した社員配当金の割当を行いません。

2 前項の規定によって割り当てた社員配当金は、主約款の社員配当金の支払に関する規定に準じて支払います。ただし、

次の事業年度の年単位の契約応当日前に消滅した保険契約については、保険期間満了の場合に限り支払い、その他の場合は支払いません。

3 社員配当金の支払方法について、特に集団との間に取りきめがある場合には、その方法によって支払います。

(特約の失効)

第8条 次の場合には該当保険契約について、この特約は効力を失います。

(1) 保険料の払込方法を月払とした場合には、第2回以後の月払保険料が主約款に定める猶予期間の満了日までに会社に払い込まれなかったとき。

(2) 契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。

2 被保険者の数が10名未満、または所属員を契約者とする場合でその契約者の数が10名未満となり、6ヵ月以内（月払の保険契約の場合は、3ヵ月以内）に補充できなかったときは残存する保険契約についてこの特約は効力を失います。

3 会社と集団との間に締結された特別集団取扱契約が解約された場合には、その集団に属する保険契約についてのこの特約は効力を失います。

(特約が効力を失った保険契約の取扱)

第9条 この特約が効力を失った場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更し、保険料率を将来に向かって更正します。

2 前項により、個人扱の保険契約となった場合には、次に払い込む保険料を、この特約が効力を失ってから2ヵ月以内に払い込んでください。

(協議内容の決定および変更)

第10条 次の各号の事項については、特別集団取扱契約締結の際、会社は、契約者（集団の所属員等を契約者とする場合には、集団またはその代表者とします。以下本条において同じ。）と協議のうえ定めます。

(1) 被保険者の加入に関する事項

(2) 被保険者の選択に関する事項

(3) 被保険者の脱退に関する事項

(4) 保険金額、入院給付金日額に関する事項

(5) 保険期間に関する事項

(6) 保険料に関する事項

(7) その他必要な事項

2 前項の規定によって定められた事項については、特別集団取扱契約締結後においても会社と契約者とが協議のうえ、会社の定めた範囲内で変更することができるものとします。

3 本条の規定によって定められた事項は、契約内容の一部となるものとします。

(主約款の準用)

第11条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付医療保険等に付加する場合の特則)

第12条 この特則は、この特約を5年ごと利差配当付医療保険、5年ごと利差配当付新医療保険、5年ごと利差配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療給付保険に付加する場合に適用します。

2 第7条（社員配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

(無配当定期保険等に付加する場合の特則)

第13条 この特則は、この特約を無配当定期保険、無配当定期保険（低払戻金型）、無配当介護保障定期保険、無配当医療保険または無配当新医療保険に付加する場合に適用します。

2 第7条（社員配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

(5年ごと配当付介護保障定期保険等に付加する場合の特則)

第14条 この特則は、この特約を5年ごと配当付介護保障定期保険、5年ごと配当付医療保険(09)、5年ごと配当付終身医療保険(09)、医療保険(16)、終身医療保険(16) [払戻金なし型]、医療保険（有配当/2022）または終身医療保険（有配当/2022） [払戻金なし型] に付加する場合に適用します。

2 第7条（社員配当金の割当および支払）の規定は適用しません。